

事務連絡  
令和2年3月8日

各市町村障害福祉担当課長 様  
各障害福祉サービス事業所等管理者 様

奈良県 福祉医療部 障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が  
発生した場合（疑いの場合も含む）の対応について

障害福祉サービス事業所等の利用者等（障害福祉サービス事業所等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、厚生労働省健康局結核感染課、同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課等関係課より令和2年2月18日付け「社会福祉施設等の利用者新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応」が発出されているところです。

障害福祉サービス事業所等において、その利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合（疑いの場合も含む）の利用停止等の措置及び臨時休業、その他サービスの提供等に関する、県への連絡・相談先は下記のとおりですのでお知らせします。

記

<連絡・相談先>

奈良県 福祉医療部 障害福祉課

<電話番号>

平日の8:30～17:15は、0742-27-8513

※ 上記以外の時間で緊急の場合は、0742-22-1001（県庁夜間代表）へお電話ください。折り返し障害福祉課から連絡します。